

## 令和7年度 奥三河シビックプライド醸成事業 委託業務仕様書（案）

## 1 業務名称

令和7年度 奥三河シビックプライド醸成事業

## 2 業務目的

県はこれまで、将来を考え始める小中学生及びその保護者を対象に、職業体験イベントを実施するとともに、お仕事紹介冊子や電子教材を作成してきた。本事業により、奥三河地域（※）の小中学生及びその保護者に、地域の地域資源や仕事の魅力を広く周知してきたが、小中学生に地域の地域資源や仕事の魅力を知ってもらう直接的な交流や学校と地元企業等との連携が十分に行われていないことが依然として大きな課題である。

そこで、2025年度は、奥三河地域に住む小中学生が奥三河地域で活躍する人たちと直接交流する機会を設け、小中学生に対し、地域の地域資源と仕事の魅力を伝える機会を創出する取組や、学校と地元企業等との連携を深める取組を展開することにより、地元に対する関心やシビックプライドを高め、将来、この地域で「働き暮らす」ことに対する意識を育むことを目指す。

（※）奥三河地域：新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

## 3 契約期間

契約締結日から令和8（2026）年1月30日（金）まで

## 4 業務内容

「2 業務目的」を踏まえ、以下の内容の事業を企画し、実施すること。

## （1）奥三河地域で活躍する人たちによる奥三河地域の小中学生への出前授業の実施

## ア 事業の概要

地域の地域資源や仕事の魅力を奥三河地域の小中学生に知ってもらうために、地域資源に関する仕事で活躍している方を講師として学校等に派遣し、地域の地域資源と仕事の魅力を伝える出前授業を令和7（2025）年12月5日（金）までに2回以上実施すること。

## イ 留意事項

- ・2021年度から2024年度にかけて、県が作成してきたお仕事紹介冊子及び電子教材「奥三河魅力創造カンパニー」シリーズで紹介されている事業者、または、2023年度に愛知県新城設楽振興事務所が実施した職業体験イベントに参画した事業者（別紙リスト参照）から講師を1人以上選定すること。なお、県と協議の上、講師を決定すること。
- ・新城市と北設楽郡の事業者からそれぞれ1人以上講師を選定すること。
- ・新城市と北設楽郡の小中学生を対象に、それぞれ1回以上出前授業を実施し、小

学生と中学生を対象に、それぞれ1回以上出前授業を実施すること。

- ・小中学生と講師が相互交流できる時間や体験の時間を設けるなど、地元の地域資源と仕事の魅力だけでなく、奥三河地域で働くことの楽しさが伝わるような工夫を授業に取り入れること。

## (2) 奥三河地域の小中学生を対象とした地域資源に関する職業体験の実施

### ア 事業の概要

奥三河地域の小中学生を対象に、学校外で直接地域資源と関わる機会となるような、地元の地域資源と仕事に関する職業体験を令和7(2025)年12月5日(金)までに2回以上実施すること。

### イ 留意事項

- ・別紙リストで示した事業者による職業体験を1回以上実施すること。職業体験先の選定にあたり、(1)で講師を務めた事業者と重複しないようにすること。なお、県と協議の上、職業体験先を決定すること。
- ・新城市で1回以上、北設楽郡で1回以上職業体験を実施すること。なお、職業体験に参加する小中学生は合計で30人以上とすること。
- ・移動は原則として貸切バス(ジャンボタクシーの利用も可)を使用すること。
- ・イベント中の事故等に備え、傷害保険に加入すること。なお、事故への対応や事業目的等を明示した覚書を各事業者及び学校と締結すること。

## (3) 効果検証の実施

(1)、(2)の事業効果を分析・評価するとともに、本事業の実施結果を踏まえ、今後実施すべき施策の方向性について、今後の課題及び課題解決に向けた提案を行うこと。次年度の事業に反映させるため、令和8(2026)年1月16日(金)までに効果検証の報告書を紙資料及び電子媒体各1部提出すること。

### ア アンケートの実施

(1)、(2)を実施した後に、(1)と(2)に参画した事業者と学校、小中学生に対して、少なくとも下記の必須項目を盛り込んだうえで、アンケートを実施すること。

#### ※必須項目

##### (ア) 事業者

- ・出前授業や職業体験の効果的な運営方法、改善点
- ・事業実施に対する負担感
- ・出前授業や職業体験に関する事業に対する評価

##### (イ) 学校

- ・出前授業や職業体験の効果的な運営方法、改善点
- ・事業実施に対する負担感

- ・ 出前授業や職業体験に関する事業に対する評価
- ・ 次年度以降における出前授業や職業体験の実施意向、実施方法

(ウ) 小中学生

- ・ 出前授業や職業体験に参加してほしい事業者

イ 事業効果の分析・評価

- ・ ①で実施したアンケートを踏まえて、事業効果の分析・評価を行うこと。
- ・ ①で実施したアンケートの集計・分析だけでなく、出前授業や職業体験に参加した事業者と学校、小中学生の反応も踏まえて、事業効果の分析・評価を行うこと。

ウ 今後の課題及び課題解決に向けた提案

- ・ 今後の課題とその要因を提示するとともに、課題解決に向けて、県及び教育機関が実施可能な提案を行うこと。

(4) その他

- ・ 県及び各市町村の教育委員会、市町村、商工会及び農協等と必要に応じ連携して事業を進めること。
- ・ その他、本事業に必要な全ての業務を企画、実施すること。

## 5 事業報告書

(1) 内容

事業終了後、事業実績をまとめた報告書（様式任意）を作成し、紙資料及び電子媒体各1部を提出すること。報告書には写真も添付すること。

(2) 提出期限

令和8（2026）年1月30日（金）

(3) 提出場所

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課

## 6 その他

- (1) 業務の実施時期及び具体的な実施方法や内容については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (3) 事業の進捗状況について、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定める事項について、やむを得ない事情があるとき又はより効果的な方法であると認められるときは、県と協議のうえ変更することができる。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定するものとする。
- (6) 愛知県個人情報保護条例、愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (7) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定す

る権利を含む) は、県に帰属するものとする。

(8) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。